

京都市立芸術大学大学院美術研究科長選出規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年3月28日一部改正)

(平成30年3月16日一部改正)

(令和3年10月20日一部改正)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学大学院美術研究科長（以下「科長」という。）の選出は、京都市立芸術大学大学院研究科委員会規程第4条第3項に基づき、この規程の定めるところにより、美術研究科委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(科長となりうる者)

第2条 科長となりうる者は、委員会の構成員とする。ただし、美術学部長に引き続き科長となることはできない。

(科長の任期)

第3条 科長の任期は、その就任の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、次条第1項第2号から第4号に定める場合の補欠として選出された科長（以下「補欠の科長」という。）の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

2 科長の在任期間は、引き続き4年を、通算して6年を超えることはできない。

3 前項において、補欠の科長の在任期間は、第1項ただし書に定める前任者の残任期間に関わらず、2年とみなすものとする。

(科長選出の場合及び時期)

第4条 科長の選出は、次の場合これを行う。

- (1) 科長の任期が満了するとき
- (2) 科長が任期満了に先立って定年退職するとき
- (3) 科長が任期満了に先立ってその任を退いたとき
- (4) 科長が欠員になったとき

2 前項第1号及び第2号の場合においては、任期満了又は定年退職の15日前までに科長選出を終了しなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の場合においては、ただちに委員会の互選により、科長職務代理者を定めなければならない。

4 科長職務代理者は、就任の日から1ヶ月以内に科長選出の手続きを開始しなければならない。

(選出の方法)

第5条 科長の選出は、選挙によるものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第6条 選挙は、第2条に規定された者について、選挙公示の日において委員会の構成員である者がこれを行う。ただし、選挙の日において委員会の構成員でない場合は、その資格を失う。

2 科長選出における被選挙権の資格の認定は、選挙公示の日を基準としてこれを行う。ただし、選挙の日において第2条の要件を満たさない者は、その資格を失う。

(選挙の方法)

第7条 選挙は、単記、無記名投票による。

2 前項の選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければならない。

3 選挙により、投票総数の過半数を得票した者を当選者とする。

4 最高得票数が過半数に達しない場合は、上位2名について再投票を行う。

5 不在者投票及び代理投票は認めない。

6 投票が定数に達しないときは、7日以内にあらためて選挙を行う。

(科長予定者の報告、公示及び任命)

第8条 科長又は科長職務代理者は、前条によって決定した当選者を科長予定者として理事長に報告するとともに、所定の掲示場に公示する。

2 理事長は前項の報告を踏まえ、科長を任命する。

(選挙管理委員会及び構成)

第9条 科長選出の管理を行うため、選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設ける。

2 管理委員会は、委員会構成員の互選によって選出された委員5名をもって構成する。

3 管理委員会は、委員の互選によって正副委員長を定める。

4 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

5 管理委員会は、委員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

6 管理委員が候補者になったときは、この者を管理委員から除外する。

(管理委員会の職務)

第 10 条 管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 選挙の日時、投票の場所及び方法を決定し、公示する。
- (2) 投票及び開票を管理し、投票効力の判定を行う。
- (3) 当選者を確認し、委員会に報告する。
- (4) その他職務遂行に伴う一切の業務を行う。

2 前項の職務に伴う事務の処理は、教務学生課がこれを行う。

(規程の疑義)

第 11 条 この規程の運用又は解釈について疑義が生じたときは、委員会がこれを決定する。

(規程の改正)

第 12 条 この規程を改正するための手続は、委員会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧規程により平成 24 年 4 月 1 日付け任命された研究科長の任期は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。
- 2 この規程の施行日において科長である者は、改正後の規程により選出したものとみなす。